

答弁書第一〇号

内閣参質一四六第一〇号

平成十一年十二月十七日

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

参議院議長 斎 藤 十 朗 殿

参議院議員照屋寛徳君提出米軍嘉手納ラプコンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出米軍嘉手納ラプコンに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのレーダー進入管制施設（以下「本件管制施設」という。）の管制空域は、嘉手納飛行場を中心に半径五十海里以内、高度二万フィート以下及び久米島空港を中心に半径三十海里以内、高度五千フィート以下の空域である。

本件管制施設においては、嘉手納飛行場、普天間飛行場、那覇空港等に係る到着機及び出発機並びに当該管制空域を通過する航空機に対して、レーダー進入管制業務（以下「本件管制業務」という。）を行っている。

また、運輸省那覇航空交通管制部においては、本件管制施設の管制空域に接続する空域の航空路管制業務を行っている。

二について

米軍からの報告によれば、本件管制業務の一時停止は、建設請負業者が過ってケーブルを切断したことによるものであるということであった。

通報体制については、運輸省那覇航空交通管制部と本件管制施設の間には、常に専用電話による連絡体制が確保されており、本件についても、本年十一月十一日午前七時三十分頃、本件管制施設から運輸省那覇航空交通管制部に対し、障害発生 of 通報があった。

### 三について

沖縄本島における進入管制業務については、昭和四十七年五月十五日の日米合同委員会において合意が行われており、その内容は別紙のとおりである。なお、この合意は既に公表されている。

### 四について

政府としては、本件管制業務の移管について、これまで累次にわたり、日米合同委員会の枠組みを通じて、米側に対し申し入れてきており、その時期等は別表のとおりである。

米側は、これまで民間航空分科委員会における申入れに対し、本件管制業務の移管は困難である旨返答してきているが、本年十一月十八日に行われた日米合同委員会での申入れを受け、今後とも協議していくこととなった。

本件管制業務の一時停止に関する事実関係は二について述べたとおりであり、政府としては、これを

遺憾であると受け止めており、本年十一月十八日に行われた日米合同委員会において、米側に対し、遺憾の意を表明し、再発防止に万全を期すよう申し入れたところである。

政府としては、本件管制業務の移管について、今後とも、日米合同委員会の枠組みを通じ、米側と協議していく考えである。

##### 五について

本件管制施設は、本件管制業務の停止後直ちに、レーダーを用いず航空機からの無線交信によってその位置や高度を確認して管制する方式に移行し、運輸省那覇航空交通管制部は、これに対応して本件管制施設の管制空域へ進入する航空機の間高度差又は拡大した時間差による管制間隔を設定する方式を適用するとともに、航空交通量を制限する措置をとった。

その間、自衛隊は、那覇空港を離着陸して対戦闘機戦闘訓練等を実施していたが、航空交通の安全確保のため、一時訓練を中止し、運輸省等と調整の上、安全が確保できる飛行のみを行ったところである。なお、その間に同空港を離着陸して訓練した自衛隊の航空機の機数及び個別具体的な訓練内容を明らかにすることは、自衛隊の練度等が明らかとなるおそれがあることから、事柄の性格上、答弁することは差し控

えたい。

六について

我が国の航空交通管制業務は、一元的に運輸省が行うこととしているが、横田飛行場、岩国飛行場及び嘉手納飛行場の周辺空域においては、米軍が航空交通管制業務を実施している。

民間航空分科委員会

1972年5月15日

覚書宛先：合同委員会

件名：沖縄航空交通管制合意

第1条 総則

1. 日本国政府は、沖縄における航空交通管制システムの管理及び運用の権限を有する。ただし、日本国政府による航空交通管制業務の遂行及び航行施設の運用及び保守が可能となる時点まで、沖縄飛行情報区（国際民間航空機関（ICAO）中東／東南アジア地域計画－ICAO文書8700/5に記されている空域）内におけるこれらの業務については、ICAO基準と同等である現行の航空交通管制方式の下で合衆国政府により行われる。
2. 日本国政府が沖縄における航空交通業務の実施責任を漸次取得できるように、航空交通業務引継ぎのため日本国政府職員に対する所要の習熟指導に当たって及び合衆国関係当局との調整の下に航空航行施設設置のために必要な現地調査を含むその他の措置をとるに当たって、合衆国政府は日本国政府に協力することが合意される。
3. 両国政府は、1952年6月25日に合同委員会が承認した「航空交通管制に関する合意」及び付属文書の諸規定並びにその将来のすべての修正は、沖縄に適用されることに合意する。

第2条 航空路管制業務

1. 日本国政府は、航空路監視用レーダー装置を備えた日本国政府の航空路管制施設の設置、日本国政府による要員養成及び訓練並びに所要手続きの確立を含む所定の準備措置を完了した後、遅くとも1974年5月15日までに、沖縄飛行情報区における航空路管制業務を提供する。右期日までに日本国政府の責任による航空路管制業務の提供が出来ない場合には、両国政府間の協議により、暫定的措置を講ずる。
2. 沖縄飛行情報区は、東京飛行情報区とは別個の飛行情報区として維持される。沖縄飛行情報区の境界線については、日本国政府が必要な調整を行うものとする。但し、合衆国政府が航空路管制業務を遂行している期間中においては、前記の調整は合衆国政府との協議に基づき行われるものとする。

### 第3条 飛行場管制業務及び進入管制業務

1. 合衆国政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の施設・区域として、日本国政府から使用を許与されているすべての飛行場における航空交通管制業務を行う。
2. 日本国政府は、那覇飛行場における航空交通管制業務を行う。
3. 嘉手納飛行場及び那覇飛行場の周辺における航空交通の安全運行上の必要性に鑑み、これらの飛行場においては、単一の進入管制施設を利用することに双方が合意する。したがって、合衆国政府は、日本国政府がこれらの飛行場へのレーダー進入管制業務を提供できるまでの暫定期間中、これらの飛行場に対する進入管制業務を行う。

### 第4条 航空路

日本国政府が航空路管制業務を行う責任を引継ぐまでの間、航空路の変更は合衆国政府と協議して行う。航空情報の刊行に関する I C A O に対する責任は日本国政府が有する。

### 第5条 航空交通管制施設及び機器

1. 次の航空交通管制施設及び機器が日本国政府に移管される。
  - a. 那覇飛行場の対空通信施設を含む管制塔施設
  - b. 那覇飛行場の送信及び受信施設
  - c. 三和コンパス・ロケーター（無指向性無線標識（NDB）施設）
  - d. 南大東、久米、石垣及び与那国のNDB施設
  - e. ローライザー、グライド・スロープ、ミドル・マーカを含む那覇飛行場計器着陸システム（ILS）
  - f. 那覇飛行場戦術航法援助（TACAN）施設
  - g. 合衆国空軍が所有し、現在ARINCが運用する離島空港用及び島嶼間航行用通信施設を構成する機器
2. 那覇飛行場の次の航空交通管制施設は、現地での貸与に関する合意により日本国政府に貸与される。
  - a. 着陸誘導管制（GCA）施設
  - b. 飛行場情報自動送信（ATIS）施設

3. 主として沖縄の航空路管制用として設置された航行施設のうち、日本国政府は、沖之NDB及び沖之VORTACの運用及び保守を1973年1月1日に、また、宮古NDB及び宮古VORTACの運用及び保守を1973年2月15日に引継ぐ。これらの施設については、現地での貸与に関する合意により、1974年5月15日まで日本国政府に貸与される。
4. 日本国政府に移管又は貸与される航空交通管制施設及び機器並びに責任及び必要とされる措置の詳細は、本合意の付属書である航空交通管制施設移管計画書に記載される。
5. 日本国政府は、日本国政府が運用及び保守を行う航空航法施設について飛行検査を実施する。

#### 第6条 特別使用空域

1. 合衆国政府は、1972年5月15日付けの合同委員会の合意に基づいて特別使用空域の使用を許与される。
2. 合衆国政府は、すべての特別使用空域が既存の航空路及び空港周辺の航行に必要な空域から5海里の緩衝地帯により分離されるべきであるとの日本国政府の方針を認識する。この緩衝地帯に関する必要性を認識し、両国政府は、沖縄の特別使用空域に関する適切な措置を双方が直ちに取ることに合意する。かかる措置は、必要に応じ、合同委員会民間航空分科委員会により提唱される。合衆国政府は、これらの措置が終了するまでの間、沖縄の航空交通の安全について引き続き責任を有することを認識する。

#### 第7条 国際航空通信業務

日本国政府は、沖縄飛行情報区に関する国際航空通信業務についての責任を有する。

#### 第8条 本合意は、合同委員会による承認の日に効力を発生する。

九 付属書 1 : 沖縄航空交通管制施設移管計画書

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。



自 署

HIROSHI UEDA

日本国側議長

自 署

JAMES P. DAVIS

合衆国空軍中佐

合衆国側議長

1972年5月15日に合同委員会にて承認。

自 署

BUNROKU YOSHINO

日本国側代表

自 署

RICHARD M. LEE

合衆国陸軍少将

合衆国側代表

別表 米側に対する申入れ

時 期	委 員 会 名
昭和五十八年十二月	民間航空分科委員会
昭和六十三年五月	民間航空分科委員会
平成五年三月	民間航空分科委員会
平成七年十二月	民間航空分科委員会
平成八年六月	民間航空分科委員会
平成八年十二月	民間航空分科委員会
平成十年一月	民間航空分科委員会
平成十一年十一月	日米合同委員会